

消 防 局 訓 令 番 号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓 令 第 1 号	さいたま市消防職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	令和4年3月31日
消 防 局 訓 令 第 2 号	さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令	令和4年3月31日
消 防 局 訓 令 第 3 号	さいたま市消防局車両管理規程の一部を改正する訓令	令和4年3月31日
消 防 局 訓 令 第 4 号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令	令和4年3月31日
消 防 局 訓 令 第 5 号	さいたま市火災予防査察規程の一部を改正する訓令	令和4年3月31日

消防局訓令第 1 号

さいたま市消防職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員安全衛生管理規程（平成 15 年さいたま市消防局訓令第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 1（第 17 条関係） 安全衛生委員会				別表第 1（第 17 条関係） 安全衛生委員会			
所属	委員長	委員		所属	委員長	委員	
		常任	職員代表			常任	職員代表
さい たま 市消 防局	消防職 員課長	衛生管理者・消 防総務課長・消 防団活躍推進室 長・消防企画課 長・消防施設課 長・予防課長・ 査察指導課長・ 警防課長・救急 課長・救急指導 室長・指令課長	職員 <u>の互</u> 選による 者 <u>(12</u> <u>名)</u>	さい たま 市消 防局	消防職 員課長	衛生管理者・消 防総務課長・消 防団活躍推進室 長・消防企画課 長・消防施設課 長・予防課長・ 査察指導課長・ 警防課長・救急 課長・指令課長	職員 <u>の互</u> 選による 者 <u>(11</u> <u>名)</u>
		[略]				[略]	

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

消防局訓令第 2 号

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防活動組織規程（平成 19 年さいたま市消防局訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p style="text-align: center;">(警防本部の設置)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 副本部長は、理事、警防部長、総務部長、<u>予防部長及び副理事</u>をもって充て、災害活動が効果的に行われるよう本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 統括班長は<u>警防部次長</u>、総務部次長及び予防部次長を、班長は消防局の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、別表第 1 に掲げる任務を遂行するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(警防本部の設置)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 副本部長は、理事、警防部長、総務部長<u>及び予防部長</u>をもって充て、災害活動が効果的に行われるよう本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 統括班長は<u>副理事</u>、<u>警防部次長</u>、総務部次長及び<u>予防部次長</u>（<u>次長を置かない部にあつては、部長があらかじめ指定する職員</u>）を、班長は消防局の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、別表第 1 に掲げる任務を遂行するものとする。</p>																																				
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">警防本部の組織及び任務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th>統括班長</th> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><b>警防部長</b></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警防部次長 (<b>警防・指令担当</b>)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	統括班長	班名	班長	任務	[略]	[略]	<b>警防部長</b>	[略]	[略]	[略]			警防部次長 ( <b>警防・指令担当</b> )				<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">警防本部の組織及び任務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th>統括班長</th> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><b>警防部長</b></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警防部次長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	統括班長	班名	班長	任務	[略]	[略]	<b>警防部長</b>	[略]	[略]	[略]			警防部次長			
本部長	副本部長	統括班長	班名	班長	任務																																
[略]	[略]	<b>警防部長</b>	[略]	[略]	[略]																																
		警防部次長 ( <b>警防・指令担当</b> )																																			
本部長	副本部長	統括班長	班名	班長	任務																																
[略]	[略]	<b>警防部長</b>	[略]	[略]	[略]																																
		警防部次長																																			

副理事	警防部次長 (救急担当)	救急班	救急課長	1 多数傷病者が発生した際の救急活動の支援に関すること。 2 医療機関等の情報の把握に関すること。 3 救急資器材の備蓄及び調達に関すること。
		救急指導班	救急指導室長	1 傷病者の情報収集に関すること。
[略]				

副理事	救急班	救急課長	1 多数傷病者の救急活動の支援に関すること。 2 救急資器材の調達に関すること。
			[略]

別表第3 (第11条関係)

特殊災害対応部隊及び特殊災害対応補完部隊

部隊	小隊	乗換等により運用する消防車両	署所
特殊災害対応部隊	中央指揮隊	[略]	中央消防署
	中央第1消防隊		
	中央第2消防隊		
	中央救助隊		
	中央はしご隊		
特殊災害対応補完部隊	北第1消防隊	タンク車、救助工作車及び資機材搬送車	北消防署
	北第2消防隊		
	北救助隊		
	北はしご隊		
特殊災害対応補完部隊	大宮第1消防隊	タンク車、救助工作車及び資機材搬送車	大宮消防署
	[略]		
	中央第1消防隊		
	中央第2消防隊		

別表第3 (第11条関係)

特殊災害対応部隊及び特殊災害対応補完部隊

部隊	小隊	乗換等により運用する消防車両	署所
特殊災害対応部隊	北指揮隊	[略]	北消防署
	北第1消防隊		
	北第2消防隊		
	北救助隊		
	北はしご隊		
特殊災害対応補完部隊	大宮第1消防隊	タンク車、ポンプ車、救助工作車及び資機材搬送車	大宮消防署
	[略]		
	中央第1消防隊		
	中央第2消防隊		

				中央救助 隊		
				中央はし ご隊		
	[略]			[略]		
	浦和第1 消防隊	タンク車、救助 工作車及び資機 材搬送車	浦和 消防 署	浦和第1 消防隊	タンク車、ポン プ車、救助工作 車及び資機材搬 送車	浦和 消防 署
	[略]			[略]		
	[略]			[略]		

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

## 消防局訓令第3号

さいたま市消防局車両管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防局車両管理規程（平成14年さいたま市消防本部訓令第6号）の様式第2号を次のように改める。

消防局訓令第4号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与品の基準) 第2条 [略] 2 [略] (1) 男性消防吏員（消防隊員、救急隊員及び救助隊員を除く。） <u>70点</u> (2) 女性消防吏員（消防隊員及び救急隊員を除く。） <u>80点</u> (3) 消防隊員 <u>80点</u>  (4) 救急隊員 <u>95点</u> (5) [略] 3 [略]</p>	<p>(給与品の基準) 第2条 [略] 2 [略] (1) 男性消防吏員（消防隊員、救急隊員及び救助隊員を除く。） <u>80点</u> (2) 女性消防吏員（消防隊員及び救急隊員を除く。） <u>100点</u> (3) <u>男性消防隊員</u> <u>90点</u> (4) <u>女性消防隊員</u> <u>110点</u> (5) 救急隊員 <u>110点</u> (6) [略] 3 [略]</p>

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

品目	区分	男性消防吏員		消防隊員		救急隊員		救助隊員	
		1回 に申 請で きる 最大 数量	数量 1当 たり の点 数	1回 に申 請で きる 最大 数量	数量 1当 たり の点 数	1回 に申 請で きる 最大 数量	数量 1当 たり の点 数	1回 に申 請で きる 最大 数量	数量 1当 たり の点 数
冬帽		1	9	1	9	1	9	1	9
夏帽		1	9	1	9	1	9	1	9
冬服	上衣	2	38	2	38	2	38	2	38

	ズボン	2	23	2	23	2	23	2	23
	ネクタイ	2	4	2	4	2	4	2	4
	バンド	2	5	2	5	2	5	2	5
夏服	上衣（長袖）	2	17	2	17	2	17	2	17
	上衣（半袖）	2	16	2	16	2	16	2	16
	ズボン	2	14	2	14	2	14	2	14
防寒衣		1	35	1	35	1	35	1	35
白手袋		2	1	2	1	2	1	2	1
短靴		2	14	2	14	2	14	2	14
略帽		2	6	2	6	2	6	2	6
活動服	上衣	2	20	2	20	2	20	2	20
	ズボン	2	18	2	18	2	18	2	18
	バンド	2	2	2	2	2	2	2	2
夏活動服	上衣	2	20	2	20	2	20	2	20
	ズボン	2	18	2	18	2	18	2	18
雨衣		2	29	2	29	2	29	2	29
編上靴		2	24	2	24	2	24	2	24
防火長靴		1	24	1	24	1	24	1	24
冬救急服	上衣					2	27		
	ズボン					2	20		
	バンド					2	5		
夏救急服	上衣（長袖）					2	26		
	上衣（半袖）					2	24		
	ズボン					2	20		
救急服襟						6	2		
救助服	上衣							2	43
	ズボン							2	41
夏救助服	上衣							2	43
	ズボン							2	41
保安帽		1	12	1	12	1	12	1	12



シャツ	長袖	4	6	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5	4	5
作業用手袋		4	4	4	4	4	4	4	4
防火手袋		4	16	4	16	4	16	4	16
名札	活動服	2	1	2	1	2	1	2	1
	救急服					2	1		
	救助服							2	1
音楽隊冬・夏服用短靴		1	22	1	22	1	22	1	22

別表第2（第2条関係）

品目	区分	女性消防吏員		消防隊員		救急隊員	
		1回に申請できる最大数量	数量1当たりの点数	1回に申請できる最大数量	数量1当たりの点数	1回に申請できる最大数量	数量1当たりの点数
冬帽		1	14	1	14	1	14
夏帽		1	19	1	19	1	19
冬服	上衣	2	38	2	38	2	38
	スカート	2	28	2	28	2	28
	ズボン	2	24	2	24	2	24
	ベスト	2	25	2	25	2	25
	ネクタイ	2	4	2	4	2	4
夏服	上衣（長袖）	2	17	2	17	2	17
	上衣（半袖）	2	17	2	17	2	17
	スカート	2	16	2	16	2	16
	ズボン	2	16	2	16	2	16
	バンド	2	5	2	5	2	5
防寒衣		1	35	1	35	1	35
白手袋		2	1	2	1	2	1

パンプス		2	16	2	16	2	16
短靴		2	14	2	14	2	14
略帽		2	6	2	6	2	6
活動服	上衣	2	20	2	20	2	20
	ズボン	2	18	2	18	2	18
	バンド	2	2	2	2	2	2
夏活動服	上衣	2	20	2	20	2	20
	ズボン	2	18	2	18	2	18
雨衣		2	29	2	29	2	29
編上靴		2	24	2	24	2	24
防火長靴		1	24	1	24	1	24
冬救急服	上衣					2	27
	ズボン					2	20
夏救急服	上衣（長袖）					2	26
	上衣（半袖）					2	24
	ズボン					2	20
救急服襟					6	2	
保安帽		1	12	1	12	1	12
シャツ	長袖	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5
作業用手袋		4	4	4	4	4	4
防火手袋		4	16	4	16	4	16
名札	活動服	2	1	2	1	2	1
	救急服					2	1
音楽隊冬・夏服用短靴		1	22	1	22	1	22

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第2号（第4条関係）	様式第2号（第4条関係）
給貸与品紛失等届	給貸与品紛失等届
[略]	[略]
[略]	[略]
2 品名	2 品名
	(給与された年度) 年度
[略]	[略]
[略]	[略]
所属長氏名	所属長氏名 <span style="float: right;">㊞</span>
備考 [略]	備考 [略]

様式第3号を次のように改める。

給与品及び個人貸与品管理状況検査表

年度	所属	階級	職員番号	氏名

1 給与品

品名		使用期間	現有数	今年度申請数	品名		使用期間	現有数	今年度申請数
冬帽		5年			編上靴		3年		
夏帽		5年			防火長靴		5年		
冬服	上衣	5年			冬救急服	上衣	3年		
	ズボン	5年				ズボン	3年		
	スカート	5年				バンド	3年		
	ベスト	5年			夏救急服	上衣（長袖）	3年		
	ネクタイ	3年				上衣（半袖）	3年		
	バンド	3年				ズボン	3年		
夏服	上衣（長袖）	3年			救急服襟		1年		
	上衣（半袖）	3年			救助服	上衣	3年		
	ズボン	3年				ズボン	3年		
	スカート	3年			夏救助服	上衣	3年		
白手袋	1年			ズボン		3年			
防寒衣		5年			保安帽		5年		
短靴		3年			シャツ	長袖	1年		
パンプス		3年				半袖	1年		
略帽		3年			革手袋		1年		
活動服	上衣	3年			作業用手袋		1年		
	ズボン	3年			防火手袋		1年		
	バンド	3年			名札	活動服	3年		
夏活動服	上衣	3年				救急服	3年		
	ズボン	3年				救助服	3年		
雨衣		3年			音楽隊冬・夏服用短靴		5年		

2 個人貸与品

品名		貸与数	現有数	品名		貸与数	現有数
装備品	階級章	2		防火服	防火帽（消防隊用）	1	
	き章	1			しころ（消防隊用）	1	
	消防手帳	1			上衣	1	
	消防隊員章	1			墜落制止用器具	1	
	救急救命士章	1			ズボン	1	
	上級予防技術資格者章	1					
	予防技術資格者章	1					
	警笛	1					

備考 1 非該当項目については斜線を引く。

2 給与品の現有数については、使用期間に関わらず使用可能なものの数とする。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第4号（第6条関係）	様式第4号（第6条関係）
返 納 届	返 納 届
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
所属長氏名	所属長氏名
備考 [略]	備考 [略]

#### 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

消防局訓令第5号

さいたま市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

さいたま市火災予防査察規程（平成18年さいたま市消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>様式第1号（その1）（1）（第22条関係） 立入検査結果通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">立会者氏名</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]		立会者氏名	<p>様式第1号（その1）（1）（第22条関係） 立入検査結果通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">立会者署名欄</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]		立会者署名欄
[略]	[略]								
	立会者氏名								
[略]	[略]								
	立会者署名欄								
<p>様式第1号（その1）（2）（第22条関係） 立入検査結果通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立会者氏名</td> </tr> </table> <p>法令の略称 法—消防法、令—消防法施行令、規則—消防法施行規則、危令—危険物の規制に関する政令、危則—危険物の規制に関する規則、条例—さいたま市火災予防条例、<u>さ危則—さいたま市危険物の規制に関する規則</u></p>	[略]	立会者氏名	<p>様式第1号（その1）（2）（第22条関係） 立入検査結果通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立会者署名欄</td> </tr> </table> <p>法令の略称 法—消防法、令—消防法施行令、規則—消防法施行規則、危令—危険物の規制に関する政令、危則—危険物の規制に関する規則、条例—さいたま市火災予防条例</p>	[略]	立会者署名欄				
[略]									
立会者氏名									
[略]									
立会者署名欄									
<p>様式第1号（その1）（3）（第22条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">指 摘 事 項（根拠法令、改善期限）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立会者氏名</td> </tr> </table>	指 摘 事 項（根拠法令、改善期限）	[略]	立会者氏名	<p>様式第1号（その1）（3）（第22条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">指 摘 事 項（根拠法令、改善期限）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立会者署名欄</td> </tr> </table>	指 摘 事 項（根拠法令、改善期限）	[略]	立会者署名欄		
指 摘 事 項（根拠法令、改善期限）									
[略]									
立会者氏名									
指 摘 事 項（根拠法令、改善期限）									
[略]									
立会者署名欄									
<p>様式第1号（その2）（第22条関係） 立入検査結果通知書</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（その2）（第22条関係） 立入検査結果通知書</p> <p>[略]</p>								

氏 名

[略]

[略]

様式第 1 号 (その 3) (第 2 2 条関係)  
立入検査結果通知書

[略]

氏 名

[略]

[略]

様式第 1 0 号 (第 3 7 条関係)

[略]

聴聞通知書

[略]

[略]

教示

- あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。また、希望によりオンラインによる聴聞の実施も可能ですが、その場合聴聞の期日までに証拠書類又は証拠物を郵送にて提出してください。
- あなたは、聴聞への出頭に代えて処分に対する陳述書及び証拠書類等を聴聞の期日までに聴聞主宰者へ提出することができます。
- [略]

備考

- 1～3 [略]
- あなたは又は代理人が聴聞の期日に出席できない正当な理由があるときは、出席できない理由を 年 月 日までに問い合わせ先に連絡してください。
- あなたは又は代理人は、正当な理由がある場合は、行政庁に対し聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- あなたがオンラインによる聴聞の実施を希望するときは、聴聞の期日の 1 0 日前までに問い合わせ先に連絡してください。

[略]

氏 名

[略]

[略]

様式第 1 号 (その 3) (第 2 2 条関係)  
立入検査結果通知書

[略]

氏 名

[略]

[略]

様式第 1 0 号 (第 3 7 条関係)

[略]

聴聞通知書

[略]

[略]

教示

- あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- あなたは、聴聞への出頭に代えて処分に対する陳述書及び証拠書類等を聴聞期日までに聴聞主宰者へ提出することができます。
- [略]

備考

- 1～3 [略]
- あなたは又は代理人が聴聞期日に出席できない正当な理由があるときは、出席できない理由を 年 月 日までに問い合わせ先に連絡してください。
- あなたは又は代理人は、正当な理由がある場合は、行政庁に対し聴聞期日の変更を申し出ることができます。

[略]

## 附 則

### (施行期日)

- この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前のさいたま市火災予防査察規程の

規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。